

定 款

マルシェ株式会社

定款

目 次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 株式（第6条－第13条）
 - 第2章の2 A種種類株式（第13条の2－第13条の10）
- 第3章 株主総会（第14条－第18条）
- 第4章 取締役および取締役会（第19条－第29条）
- 第5章 監査役および監査役会（第30条－第38条）
- 第6章 会計監査人（第39条－第41条）
- 第7章 計算（第42条－第45条）
- 第8章 買収防衛策（第46条－第47条）

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、マルシェ株式会社と称し、英文では MARCHE CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 酒類の販売
- (2) 食料品の販売および輸出入
- (3) 喫茶店および料理飲食店の経営
- (4) 厨房用器具・料理用器具の販売
- (5) 旅館の経営
- (6) 店舗装飾の設計
- (7) 建築工事の設計
- (8) 宅地建物取引業
- (9) 動産・不動産の賃貸
- (10) 厨房機械器具・家庭用および工業用電気製品・什器の賃貸
- (11) 損害保険代理業
- (12) 洋品雑貨・装身具・日用雑貨品の輸出入および販売
- (13) 生命保険の募集に関する業務
- (14) 経営コンサルタント業務
- (15) ドラッグストアの経営
- (16) 医薬品の販売
- (17) 化粧品の出出入および販売
- (18) パーティー・会議・催事・旅行等の企画、立案並びにそれらの手続代行業務
- (19) 情報提供サービス業務
- (20) 温泉利用施設・プール施設の経営
- (21) 飲食店の運営および経営を指導する学校の経営
- (22) 家事サービス業
- (23) 弁当、惣菜等調理食品の製造、加工販売並びに宅配業務

- (24) 労働者派遣事業
- (25) ホテルの経営
- (26) 賃貸マンションの経営
- (27) 介護施設および老人福祉施設の経営
- (28) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (29) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (30) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (31) 登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業
- (32) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (33) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、34,201,890 株とし、このうち 34,201,600 株を普通株式とし、290 株を A 種種類株式とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得するこ

とができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は普通株式について 1 0 0 株、A 種種類株式について 1 株とする。

(単元未満株式の買増し請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 1 0 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 1 2 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第2章の2 A種種類株式

(A種優先配当金)

第13条の2 当社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）に対し、A種優先配当年率を8%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A種優先配当」という。）。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

2 A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準額にA種優先配当率8%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率8%で1年毎の複利計算により累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第1項に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び

普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

3 当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第1項及び第2項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

4 A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

① A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。尚、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{A種配当基準額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{A種配当基準額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。尚、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{A種} \\ \text{配当} \\ \text{基準額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行A種} \\ \text{種類株式の} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前A種} \\ \text{配当基準額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新発行A種} \\ \text{種類株式の} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{新発行A種} \\ \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行A種種類株式の数} + \text{新発行A種種類株式の数} \end{array}}$$

③①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

（残余財産の分配）

第13条の3 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株

式1株につき、次の①乃至③を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。

①A種配当基準額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）

②A種累積未払配当金

③残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に8%を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

2 当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第13条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

（金銭を対価とする償還請求権）

第13条の5 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、下記第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。

2 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額（第13条の3第1項③に準じて算定される。）を加えた金額とする。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第13条の6 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して当会社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数

(a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額

A種種類株式の取得価額は、2023年7月31日における時価の90%（円単位未満小数第1位まで算出し、その少数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。但し、当該金額が73円を下回る場合には、A種種類株式の取得価額は73円とする。

上記「2023年7月31日における時価」とは、2023年7月31日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により

取得価額を調整する。尚、株式無償割当ての場合には、以下の算式にお

ける「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式

数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \frac{\quad}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

③時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当会社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。尚、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当会社が保有する普通株式」、「当会社が保有する株式」は「処分前において当会社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

調 整 後 取 得 価 額	調 整 前 取 得 価 額	×	(発行済普通株 式の数 －当会社が保有 する普通株式の 数)	+	新たに発行す る普通株式の 数	×	1株あた り払込金 額
時価							
(発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の 数) + 新たに発行する普通株式の数							

④当会社を取得をさせることにより又は当会社を取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することにより又は当会社を取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、又、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記 (a) に掲げた事由による他、下記①及び②のいずれに該当する場合には、当会社はA種種類株主及び、A種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①の他、普通株式の発行済株式総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(4) 取得請求受付場所

大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号

マルシェ株式会社

(5) 取得請求の効力発生

(a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当会社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第4号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

(b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第4号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

(普通株式の交付方法)

第13条の7 当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得条項)

第13条の8 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、下記第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。

2 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額（第13条の3第1項③に準じて算定される。）を加えた金額とする。

(株式の併合又は分割等)

第13条の9 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

(種類株主総会への準用)

第13条の10 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をも

って行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。

第 8 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 4 6 条 当社は、株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による、当社の発行する株式その他の権利の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。

(対抗措置発動等の決定機関)

第 4 7 条 当社は、前条に定める買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。

(附則)

1. 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 4 年 6 月 3 0 日改定

平成 4 年 8 月 2 8 日改定

平成 6 年 6 月 2 7 日改定

平成 7 年 6 月 2 9 日改定

平成 8 年 6 月 2 8 日改定

平成 9 年 6 月 2 7 日改定

平成 1 0 年 6 月 2 7 日改定

平成 1 1 年 6 月 2 6 日改定

平成 1 2 年 6 月 2 4 日改定

平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日改定

平成 1 4 年 6 月 2 2 日改定

平成 1 5 年 6 月 2 2 日改定

平成 1 6 年 6 月 2 7 日改定

平成 1 7 年 6 月 2 6 日改定

平成 1 8 年 6 月 2 5 日改定

平成 2 0 年 6 月 2 2 日改定

平成 2 1 年 6 月 2 1 日改定

平成 2 5 年 6 月 1 6 日改定

平成 2 7 年 6 月 1 4 日改定

平成 2 8 年 6 月 1 9 日改定

2 0 2 2 年 6 月 2 5 日改定

2 0 2 3 年 6 月 2 4 日改定

2 0 2 5 年 6 月 2 2 日改定